

第七回 参議院内閣委員会會議録第十号

昭和二十五年三月二十二日(水曜日)午後一時四十六分開会

委員の異動

三月十五日委員小林英三君辞任につき、その補欠として大野木秀次郎君を議長において指名した。

三月十八日委員稻垣平太郎君辞任につき、その補欠として門屋盛一君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

○審議会等の整理に伴う厚生省設置法案の一部を改正する法律案(内閣提出)

○外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○理事の補欠互選

○新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。

この際審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案、これを議題といたします。先ず以て大臣から提案の理由の御説明を願います。

○国務大臣(林譲治君) 只今議題となりました審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を簡単に説明いたします。

政府は行政機構簡素化の一環といったしまして、昨年十一月四日の閣議にお

きまして、各省庁の審議会等の整理方針を決定いたしました。これに基づいて同年十二月二日の閣議におきまして「審議会等の整理に関する件」として、各省庁の審議会等の存廃が決定されたのであります。

これに伴いまして厚生省におきましては、従来の四十一の審議会等は二十一に整理されまして、その整理統合のため、厚生省設置法その他関係法律について所要の改正を行うことが必要となつたのであります。

以上が本法律案の提案理由であります。何卒御審議の上速かに可決されますようお願いいたします。

○委員長(河井彌八君) 尙政府から本案の内容について逐條的に説明をお願いいたします。

○説明員(森本潔君) 只今提案理由の説明がございました。この審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案につきまして御説明を申し上げます。

以下逐條的に御説明を申し上げます。第一條でございますが、これは説明の便宜上参考資料として配布してございます。審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案参考資料がございまして、これに一覽表が書

いてございまして、四頁に新旧対照表がございまして、それと照し合せて御説明申し上げます。

先ず第一の「第二十九條第一項の表を次のように改める」これは従来から

ありましたもの、それから今後整理いたしますもの全部一括してここに整理して挙げたのでございます。

それで最初の厚生統計協議会でございますが、これは一覽表にもございませう。従来は衛生統計協議会と申しております。そしてこの協議会の目的といたしましては、厚生大臣の諮問に依りて衛生統計に関する重要事項を調査審議することになつて

おります。今後は衛生統計でなしに社会福祉、それから社会保障等厚生省に關係のありますところの統計全般について調査審議するといふふうになり、内容を変えましたので、従いまして名称を厚生統計協議会ということにいたしましたわけでありませう。

それからその次の国立公園審議会でございますが、これはこの一覽表にございませう。従来は国立公園中央審議会と、それから地方審議会と二つございまして、それで地方審議会を廃止いたしました。それで中央だけを持つことになりました。従いまして名称も中央といたしまして、単に国立公園審議会といたしたわけでありませう。

この点につきましては今申し上げます。地方の審議会はなくしたということになります。

それからその次の中央優生保護審査会、これは従来通りのものでございまして変更はございません。

それからその次の栄養士試験審査会、これは従来は栄養士試験審査会と申しております。そして従来から

議会におきましては、栄養士試験に関する重要事項を調査審議するといふので、いわゆる審議会といたしました。今度はその内容を掌り、即ち栄養士試験の試験事務を行うといふふうに変更をしまして、従いまして名称も栄養士試験審査会、審議会といふものを審査会といふふうに変更したのであります。

それからその次の中央食品衛生調査会、これは従来通りでありまして変更はございません。

それからその次の医道審議会、これも従来通りでございます。変更はございません。

その次の医師試験審議会でございますが、これは対照表で御覧願います。三つの審議会を統合いたしました。一本としたものでございませう。即ち古いものといたしましては医師国家試験審議会、それから医師国家試験委員、医師国家試験予備試験委員、この三つございませう。これを一本のものに整理いたしました。従いましてこの審議会の目的といたしましては、従来三つのものが持つておりました目的をそのまま吸収いたしました。即ちこの審議会といたしましては、医師国家試験に関する重要事項を調査審議する、これは従来の審議会の機能でございます。それからその次の医師国家試験に関する事務を掌る、これは従来から医師国家試験委員の事務になります。予備試験に関

する事務を掌る、これは従来から医師国家試験予備試験委員のやつていた仕事であります。即ちこの審議会及び試験委員の機能を一本にして医師試験審議会としたのであります。

その次の歯科医師試験審議会でございます。この内容につきましては、医師試験審議会と同様でありまして、この新旧対照表にございませう。歯科医師国家試験審議会それから歯科医師国家試験委員、それから歯科医師国家試験予備試験委員、この三つを併せて新しく歯科医師試験審議会といたしたわけでありませう。この内容は、只今申しました医師試験審議会と全く同様でございます。その次は医師、歯科医師実地修練審議会、これは従来医師と歯科医師の双方につきましての実地修練審議会とございませう。これを併せて医師、歯科医師実地修練審議会といたしたわけでありませう。従来二つの審議会の機能をそのまま受け継ぎまして、合せて一本にして医師、歯科医師実地修練審議会としたわけでございます。

それからその次は保健婦助産婦看護婦審議会でございます。これはこの対照表にございませう。従来二つの審議会がございまして、即ち保健婦助産婦看護婦試験審議会、保健婦助産婦看護婦試験委員と二つございまして、これを合せて一本にいたしました。新しく保健婦助産婦看護婦審議会といたしたわけでありませう。従いまして新しい審議会の機能とし

ま

しては、これらの試験に関する重要事項を審議すること、それから保健婦、助産婦、甲種看護婦の国家試験の事務を掌ること、この二つが新しい機能になつたわけでありませう。尙従来の二つの機能の外に、保健婦助産婦看護婦等の養成施設又は養成するところの学校の指定につきまして、この審議会に付議するという機能を新らしく附加することになりました。

それからその次の医療審議会でございますが、これはこの対照表にありますように、従来二つの審議会がありました。即ち医療機関整備中央審議会、それから診療報酬審議会とありましたが、これを合せて医療審議会といたした次第であります。その内容といたしましては、一つには医療機関の整備に関する重要事項を審議すること、もう一つには医療機関の診療報酬を審議すること、こういう二つの機能を持つことにいたしましたのであります。

それからその次のあん摩、はり、きゆう、柔道整復業中央審議会、これは従来通りでございます変更ございません。

それからその次の死体解剖資格審査会、これも従前のままでございます。それから次の日本医療回清算監理協議会、それから薬事審議会、それから中央社会事業審議会、中央身体障害者福祉審議会、中央児童福祉審議会、これも従来通りのものでありまして変更ございません。

それからこの新旧対照表の中に医療制度調査会というのがございます。これは廃止をいたしました。この対照表の五頁にあります。以下の点は従来通りのものであります。

それからその次の六頁に移りまして、従来社会保険の政府で管掌しておりました三つの保険、即ち健康保険、それから厚生年金保険、船員保険、この三つの保険につきまして運営の重要な事項を審議するためにそれ／＼審議会というものがございました。これを合せて一本の社会保険審議会といたしてございませう。

それからその次の中央社会保険医療協議会でございますが、これは従来は二つの協議会がございまして、一つは中央社会保険診療協議会と申しまして健康保険と船員保険をやつておりまして、これは保険医の医療の指導であるとか、それから監督に関する重要事項を審議しておりましたものであります。

それからもう一つの社会保険診療報酬定協議会というのがございましたが、これは健康保険、船員保険、国民健康保険の三つにつきまして、社会保険の医療の単価を幾らにするかというところについての協議をする機関でございます。この二つの協議会を廃止して新しくこれを一本にしまして中央社会保険医療協議会としたのであります。

それからその次の社会保険審査会でございますが、従来はこの健康保険、厚生年金保険、それから船員保険、この三つの保険につきまして、それ／＼の審査会がございました。保険料の徴収についての問題があつた場合は保険給付についての異議があつた場合の審査をする機関であります。これを併せて社会保険審査会としたわけでありませう。

が、廃止するもの、又は統合するもの等によりまして、新しく二十一という数字に改められたわけでございます。これがこの條文の第一條関係の内容でございます。

それから次に條文の第二條関係に移りますが、これは「国立公園法の一部を次のように改正する。」とございまして「第十二條第四項中「前三項ニ定ムルモノヲ除ク外」を削り、同條第二項及び第三項を削る。」これは参照條文が参考資料の十二頁に付いております。

この内容といたしましては、国立公園の審議会に、中央とそれから地方の二つの審議会がございまして、地方の審議会を落しましたために條文の整理を行つたわけでございます。即ち国立公園の地方審議会に關係ありますところの條文を削除したという点でございます。

それから次の第三條関係に移りまして、これは「温泉法の一部を次のように改正する。」とありまして、従来温泉審議会というのがございまして、これが中央と地方と二つございましたが、中央の温泉審議会を落しました関係上、その條文の整理でございます。それで第三條の中の「第十條に次の一項を加える。」二項といたしまして「厚生大臣は、前項の承認を與えようとするときは、あらかじめ關係都道府県の利害關係者の意見を聞かなければならない。」とございませう。

それから、知事が土地掘鑿の許可をする、或いは温泉湧出後の増し掘りをする、或いは温泉を湧出させるための動力装置を造ることを許可する、こういう処分をすることがございませう。その際に他の温泉にいろいろ影響を及ぼす

ことがありますので、知事が厚生大臣の承認を受けることになつております。そうして厚生大臣が承認しようとする場合には、従来は温泉中央審議会の意見を聴くということになつておりましたところが、中央の温泉審議会が廃止になりましたので、その意見を聞くことができませんので、これに代るものとして「關係都道府県の利害關係者の意見を聞く」と、こういうふうに新しく変えたわけでございます。即ち審議会の意見を聴く代りに利害關係者の意見を聴くようにしたいと思つてございませう。

その次の「十四條中、「施設」を「温泉利用施設」に改められたが、「施設」では余りつきりいけませんので、温泉に関するもの限り限定的な言葉を使いたいという用語の変更だけでございます。

それから次の十九條「都道府県知事の諮問に及び、温泉及びこれに関する行政に關し調査審議させるため、都道府県に温泉審議会を置く。」とあるので、第二項「温泉審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、都道府県の條例で定める。」これは従来の規定によりまして、ここに温泉の地方審議会というのがございまして、温泉審議会が中央を廃止しましたので、地方だけになりましたので、都道府県に置きましますものについては単に温泉審議会という名称にすることにいたしましたわけでありませう。

そうしてこの温泉審議会の組織とか、所掌事務、委員その他に関する事項は、都道府県の條例で決める。従来は政令で決めておりましたが條例で決めるように、地方

自治の關係もございませうので、條例で決めるということにいたしましたわけでございます。その次の「第二十條第一項を削り、同條第二項中「都道府県温泉審議会」を「温泉審議会」に改め、同項を第一項とする。」これは温泉の中央審議会の關係條文がなくなりましたのでそれを削除するものでございませう。

次に第四條「理容師法の一部を次のように改正する。第四條を次のように改める。第四號削除」この内容は理容師養成施設指定協議会というのがございまして、この協議会を今般廃止することになりましたので、その關係條文を削除するわけでございます。

それから第五條「医師法の一部を次のように改正する。第五章審議会及び委員を「第五章審議会」に改める。」これは先程申し上げましたように、医師国家試験審議会、それから医師国家試験委員及び医師国家試験予備試験委員というのが医師試験審議会という一本の名称になりましたので、その名称を改めるわけでありませう。それから第二十六條から第二十九條まで次のように改める。第二十六條「厚生大臣の諮問に及び、医師国家試験に関する重要事項を調査審議させ、並びに医師国家試験及び医師国家試験予備試験に関する事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に屬する医師試験審議会を置く。」これは先程申し上げましたように三つのものを改めまして、一本にしたわけでありませう。

「第二十七條「厚生大臣の諮問に及び、第二十一條又は歯科医師法第十一條の規定による実地修練に關する重要事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に屬する医師、齒

科医師実地修練審議会を置く。これも先程申上げましたように、この医師、歯科医師の両方の実地修練審議会がございましたのを、併せて一本にしたわけでありまして、第二十八條並びに第二十九條、これは関係條文が不要になりましたので、削除いたしましたわけでありまして、第三十條中「医師国家試験委員、医師国家試験予備試験委員」を「医師試験審議会の委員」に改める。これは名称の変更に伴います用語の変更でございます。

それから第六條「歯科医師法の一部を次のように改正する。この六條の内容は先程申上げました医師法の内容と全然同じでございますから省略いたします。

それから第七條「保健婦助産婦看護婦法の一部を次のように改正する。これも先程御説明いたしました保健婦助産婦看護婦審議会の一本にするという規定でございますから、以下内容を省略いたします。

次の第八條に移りまして、「医療法の一部を次のように改正する。これは医療審議会を新しく設置するための規定でございます。三十二條が医療審議会の規定でございます。それから「第三十四條第一項中「医療機関整備審議会」を「医療審議会」に改める。これも名称の変更に伴う変更でございます。」「三十八條を次のように改める。これは、「厚生大臣は、前條の規定による定をなすに当つては、あらかじめ医療審議会の意見を聞かなければならない。」この「前條の規定による定」と申しますのは、公的医療機関の診療報酬を定めるという事、その場合にはこの審議会の意見を聞くということでございます。

以上甚だ簡単でございますが……

○委員長(河井彌八郎) 何か御質疑がありますれば、この際願います。ちよつとお伺ひいたします。この整理によつて廃止になった審議会がありますね。これはその仕事は廃止になつても差支ないわけですか。

○説明員(森本潔君) これはこの中で一応個別的に申しますと、廃止になりましたものを、一覽表で申上げますと国立公園地方審議会、これは地方審議会という名称でなしに、国立公園審議会として依然今後残して置くことになつております。次に中央温泉審議会を廃止する。これは地方の温泉ごとに置くわけでございます。中央のものとしてはなくなつたわけでございます。これもいろいろございまして、温泉は中央で一括的に見るというよりも、むしろ各地の個々の温泉につきまして検討することが多いのでございまして、中央のは重要性から申しますと、比較的少いだろうと思ひます。それからその次に国民体力審議会でございますが、これは基礎になりますところの国民体力法というものが、現在施行停止になつておりました、従ひましてこれに関連するところの審議会というもので、有名無実の関係にございまして、一応停止と申しますか、廃止したいと思つております。

○委員長(河井彌八郎) どういうわけですか。

○説明員(森本潔君) これは国民体力法と申しますのは、戦時中の規定でございまして、現在武道の奨励をやるのか、そういうことは必要でございませぬので、廃止したいと思ひます。その

次に四頁の中程を見ますと、理容師養成施設指定協議会、これも他の審議会の整理の方針に照らしまして、指定する場合にどれを指定するかという協議会でございます。整理の方針から考へまして、置いておくのは適當でないという考え方でございまして。

○委員長(河井彌八郎) どこで……

○説明員(森本潔君) これは今後は、指定しますところの大臣の責任において指定するわけでございます。もう一つ医薬制度調査会がございまして、これはこの医薬制度に關しましては、この医療審議会でありまして、或いは社会保険のこと、中央社会保険医療協議会とか、大体これに類した機能を営むところの審議会ができておりますので、支障ないというわけでございます。

○委員長(河井彌八郎) そつちへ移すわけですか。

○説明員(森本潔君) はあ、廃止いたしますのは今申上げましたようなものでありまして、あとは統合でございまして、大体従来の機能は新しい審議会が承継してやつて行けるという予定でございまして。

○委員長(河井彌八郎) もう一つ伺ひます。これは人員が余程減るものでしよつか、この結果……

○説明員(森本潔君) 委員の増減は、この審議会の中で増減のないもの、それから若干減るものとございまして、減らしたのはこの二つ以上の審議会を整理しまして、一本の審議会にするものがございますが、このものにつきましましては委員数が減少いたします。その減少します主なるものを申上げますと、社会保険審議会というものが新しく

できます。一覽表の六頁でございまして、六頁の最初の下の方に社会保険審議会というものがございまして、これは従来元の審議会、三つの審議会におきまして五十四名の委員がございまして、これを新しい審議会では二十七名になります。従ひまして二十七名の減ということになります。それからその次の中央社会保険医療協議会でございますが、これも従来は五十六名の委員がございました。それが二十四名になります。差引三十二名の減ということになります。それからその次の社会保険調査会でございますが、これは従来は二十七名の委員がございました。それが十八名になります。差引九名の減ということになります。それから前に歸りまして、五頁の中程の医療審議会というものがございまして、これは従来六十名の委員がございました。それが、新しい審議会は五十名になります。差引十名の減ということになるわけでございます。その他の審議会は一応増減なしということでございます。

○委員長(河井彌八郎) 殖えるのはない……

○説明員(森本潔君) 殖える方はございませぬ。

○委員長(河井彌八郎) それで統合しまして人数も減るのでございまして、それで仕事に差支ありませんか。

○説明員(森本潔君) 人数は減りますけれども、例えて申しますと、社会保険審査会というふうなものでございまして、これは一つの裁判機能的なものでありまして、従来三つの機関に分れておりましたがために、それらの審査会に所要の人員を置いておりました。

○委員長(河井彌八郎) そうすると目下、今度機能を一本にいたしました場合に、それがために人数を殖やすという必要はないのでありまして、運営上支障を来すとは考えられない次第でございまして。

○委員長(河井彌八郎) そうすると自然委員の人数に關係するわけですね。それらについてはどんな方針でございますか。

○説明員(森本潔君) それで只今のように入員の減りますものの審議会でございますが、これは結局統合した場合が多いのでございまして、そうすると従来各各審議会を代表しておつたような人、六人ありますれば、その中の半数の人をこちらの方の審議会に承継する、そういう方法になるかと思ひます。

○委員長(河井彌八郎) どうですか。少し機械的になり過ぎやしませんか。

○説明員(森本潔君) それで實際問題といたしましては、一応従来の委員をここで免じまして、そうして新しい見地から適任者を選抜し直すということになるわけでございます。その際に適任者を得るようになつて考慮するということでございます。

○藤井新一君 審議会の整理方針がここに発表されているが、法律によつて設置されているものと、法律によつていないものととの区別をしないということとは法的において効果が違ふと思ひます。その点において少し変に思ふのですが、その点は如何ですか。法律によるものだけ置いて、そうでないものは廃止してしまふという事はできないものでございませぬか。それは月給とか手当とかいふ問

題がそれによつて起るのですか。

○説明員(森本潔君) それで法律の根拠なしに従来設置しておつたものがございませぬが、そういうもので必要なものはこの際法律にかける、法律に根拠を持たすようにいたしまして、法律に根拠を持たして存置する必要のない程度のもは止める、こういう考えでございます。

○藤井新一君 そうすると、このところ書いてあるのは、法律によるものと、そうでないものとの区別がないというところが書いてあるが、これはどういふことですか、その意味は……

○説明員(森本潔君) 法律に書いてあるものはこれを整理しようということでありませぬ、それから法律に書いてないものは、審議会の整理の方針に則つて整理をしよう、真に必要なものであればこの際法律に書くように、こういうふうな意味だと考えております。

○藤井新一君 そうすると、法律によつていないものは、予算というものは伴つていないのですか、伴つていないのですか何かを……

○説明員(森本潔君) 法律に根拠を持たないものでも、これはその審議会が真に必要なあれば経費を見るといふこともございませぬ。法律に根拠がないというので、予算を見ないといふことはございませぬ。

○藤井新一君 苟くも国家の行政機構において、法律にないものを勝手に置いて、それに手当を與えたり、いろいろ費用を充てるというところは、少し変ではないですか、そういうところの明文をはつきりしないといふと、若しかそういうものを今後縮小する意味においているかも知れませんが、将来これを

沢山置いた場合には、予算というものは相当に嵩んで来るのですが、この際行政整理をするという、審議会の整理をするならばこういうものは徹底的に廃止する方途に行かなければいかんと思つております。そういう方針に行つて貰いたいのですが、そう私は希望いたします。

○説明員(森本潔君) それで事実上置きましますところの審議会、法律の規定の根拠なしに置きます事実上の審議会と申しますのは、多くの場合臨時的な事項につきまして、継続的でなしに、臨時的に或る重要事項ができて、それについて関係方面、関係者の意見を聞きたい、そういう場合に考えられるものです。

○藤井新一君 そうすると、ここに書いてあるように、そういう意見の聴取をするようなものは、原則として廃止するところ書いてあるが、あなたが言うように行つて、原則としてあるとおかしいですね、そういうものは徹底的にこの際廃止するように一つ進んで行きたいと思つて、臨時的に人の意見を聞いたりするのには、やつぱり金がかかる。例えば九州や北海道から人を呼べば、汽車賃も弁当料も宿泊料も拂わなければならぬ、こういう費用といふものは相当のものです。それを黙認しておくといふことは、どうも審議会整理の意味をなさぬと思う。我々は絶対に反対します。その点如何ですか。

○説明員(森本潔君) 絶対必要なものは法律で書いて置くのでありませぬ、臨時にどうしても意見を聞くため、或いはここに書いてありますような、異議の裁定でありますとか、試験

検定的のものであるとか、或いは評価、補償する際に専門的知識を持つた人を集めるとか、そういうものでありませぬ、どうしても必要であるという場合には、個々の場合を判断いたしまして、設置して置くことが必要じやなからうかと思つております。又それについて真に必要であるかないかという点につきましては、そういう予算を出す程の必要があるかどうかという点から見ても、法律でなしに、予算の面から見ても、置かどうかといふことの御審議が願えるのではないかと思つてあります。

○藤井新一君 従来そのための予算は幾らぐらゐ組んでありますか。

○説明員(森本潔君) ちよつと手許に正確な数字を持つておりませんが、事実上組んであります。審議会につきましては、そういう審議会は、今予算は殆んどないよう考へてあります。厚生省関係ではこの設置法に基いて作られました審議会についてのみ予算が認められてゐる。こういう状況であります。

○藤井新一君 そうすると必要な人を遠方から呼んだ場合でも手当、旅費といふものは支給してないのですか。

○説明員(森本潔君) 臨時的にそういう審議会を設けまして呼ばなければならぬといふことが、予め前年度におきまして予定されております。そういう場合には予算を組みますと、そういう場合は、又そういう委員会を作ることに臨時的のものであつても必要でないといふ場合には出しませんし、従つてそれに伴うところの予算も認められないといふことになると思つてあります。

○藤井新一君 内閣直属の審議会は沢

山ございませぬが、その委員の人に対して臨時手当は出してありますか。

○説明員(森本潔君) 内閣所管の関係のお話でございませぬが、この点につきましては私の方はよく存じておりませぬ。

○藤井新一君 とにかくまあ答弁をなさつて呉れて光榮と存じますが、法律によつて呉れないものを置いて、そういうものに臨時的に金を出すということに国家の金を荷くもそういうものに出すといふことは、今後慎んで頂きたいと同時に、それが我々の政治を見ておる理由なんですよ、だからここに書いてあるような法律によらないものは置かないように、この際一つにして頂きたいことを要望して止みませぬ。別の一つお伺いします。看護婦のことです

が、乙種看護婦と甲種看護婦とございませぬが、これは試験問題も違ふだろうが、資格も無試験で来るであろうが、この受かつたことによつて何ですか、その人の月給とか、そういうものに関係はないのですか。例えば備わつて行く場合に乙種を受かつた場合と、甲種を受かつた場合と、その人間が備われば、それは区別はありませぬか。

○説明員(森本潔君) この甲種看護婦と乙種看護婦の違いであります。これはやる業務の内容が甲種看護婦は高度のものである、乙種看護婦の業務の内容は甲種看護婦のやや低度のものである。こういう差異がございませぬ。従つて、養成所の種類が違ひます。その間に俸給の高低をつけるのは当然と思つてあります。法律的にそういう規定はございませぬけれども、業務の内容によつて相当高低がございませぬ。その点から当然待遇の差異が出て来ると思つてあります。

○藤井新一君 そうすると、この試験を受ける資格はやはり同じですか。例えば甲種の方は高等学校を出ている者とか、そういう附帯事項はつけてあるのですか。

○説明員(森本潔君) この受験資格には甲種と乙種と二つございませぬが、甲種の方が資格がむずかしいといふ状況でございませぬ。

○藤井新一君 資格がむずかしいだけでは困るんですよ。もつとはつきりして頂ければ、我々は知識がないのですから、もつと分るよう説明して頂きたい。

○説明員(森本潔君) 甲種看護婦の試験を受けられます資格と、それから乙種看護婦の試験を受けられます資格と、比較いたしますと、先ず第一、学校でございませぬが、甲種看護婦の試験を受けまします場合は、文部大臣の指定した学校の三年以上の修業者でなければならぬとなつておりますが、乙種の方は二年間の学課を修めたいといふ条件、こういう二つの差異がついてあります。それからもう一つは養成所を卒業した場合同じです。甲種の試験を受けようといふ場合は、甲種看護婦の養成所を卒業していなければならぬ。乙種の場合は乙種看護婦の養成所を卒業していなければならぬといふように、養成所を卒業する場合において養成所の種類が違ひます。

それから学校を卒業する場合におきましては、甲種の方では三年以上の学課を修めなければならぬ。乙種の方は二年でよろしい。こういうふうな資格

よつて相当高低がございませぬ。その点から当然待遇の差異が出て来ると思つてあります。

○藤井新一君 そうすると、この試験を受ける資格はやはり同じですか。例えば甲種の方は高等学校を出ている者とか、そういう附帯事項はつけてあるのですか。

○説明員(森本潔君) この受験資格には甲種と乙種と二つございませぬが、甲種の方が資格がむずかしいといふ状況でございませぬ。

○藤井新一君 資格がむずかしいだけでは困るんですよ。もつとはつきりして頂ければ、我々は知識がないのですから、もつと分るよう説明して頂きたい。

○説明員(森本潔君) 甲種看護婦の試験を受けられます資格と、それから乙種看護婦の試験を受けられます資格と、比較いたしますと、先ず第一、学校でございませぬが、甲種看護婦の試験を受けまします場合は、文部大臣の指定した学校の三年以上の修業者でなければならぬとなつておりますが、乙種の方は二年間の学課を修めたいといふ条件、こういう二つの差異がついてあります。それからもう一つは養成所を卒業した場合同じです。甲種の試験を受けようといふ場合は、甲種看護婦の養成所を卒業していなければならぬ。乙種の場合は乙種看護婦の養成所を卒業していなければならぬといふように、養成所を卒業する場合において養成所の種類が違ひます。

の差異がございませう。

○委員長(河井彌八君) 私から一つ伺いますが、この整理によつて経費がどのくらい減りますか。

○説明員(森本潔君) 約百二十三万円程の予算減になります。

○委員長(河井彌八君) 年額ですか。

○説明員(森本潔君) 年額でございませう。

○藤井新一君 この前のこの会においで、小澤大臣が、大体一つの委員会をやめると十万円くらい減つて行くであろうというのを申されたが、そうすると十五万円は減るわけですか。この前のこの委員会においてそういう言明が何かあつたんですが、私が質問したのに対して、そうすると百五十万円となると、僅かの数しかありませんがね。

○説明員(森本潔君) この経費の節減の見込でございませうが、私が申し上げましたのは、一委員会が減れば十万円程度減るといふ話は、私は存じておりませんが、現実には個々の審議会において何ほどの経費が必要であつたと、それを今度は廃止すれば幾ら減るか、そういうトータルを現実的に押さえた結果が、約百二十三万でございませう。そういう数字になるわけでございます。百二十三万円でございませう。

○藤井新一君 そうすると審議会は何ほど整理するのですか。

○説明員(森本潔君) ここに参考資料としてお配りしてございませう。四頁にあるのでございませうが、合計から申しますと、六頁の一番最後にあります。従来四十一の審議会がありまして、それを二十一に整理いたしました結果二十の審議会がなくなつた、こういう

ことでございます。

○委員長(河井彌八君) 今の経費の節減ですね、これは予算上落してあります。二十五年度の予算……

○説明員(森本潔君) これは落ちていませう。

○委員長(河井彌八君) 一つ伺ひませうが、この改正法律の施行期日は四月一日、これに關連してその他の法律も何か改正になるのですか。ここに揚げてあるものだけですか。

○説明員(森本潔君) 設置法關係につきましては、これを四月一日施行といひました外に關係法律はございませう。

○委員長(河井彌八君) 如何でしようか。今日初めてなんです、審議会の整理に伴う厚生省設置法等の一部改正案は、今日はこの程度に止めまして、他の案に移りたいと思ひますが如何でしようか。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 次に外務省設置法の一部を改正する法律案これを議題といたします。委員諸君も、その後お交りになつた方もありますが、何かこの際質疑等についてお残りがありますれば御発言願ひます。

別にお質疑もないようでありますから、それではこれから討論に入ります。

○三好始君 本法律案につきまして、内閣委員会で数回の審議をいたしましたわけでありませうが、その間に修正を必要とする点が考えられましたので、修正案を提出いたしましたと思ひます。

先づ修正案を朗読いたします。

外務省設置法の一部を改正する法律案中

第十四條を改正する規定を次のように修正する。

第十四條を次のように改める。

(在外公館等借入金整理準備審査會)

第十四條 在外公館等借入金整理準備審査會に關しては、在外公館等借入金整理準備審査會法(昭和二十四年法律第七十三号)の定めるところによる。

これが修正案であります、今回政府によつて提案せられております外務省設置法の一部を改正する法律案、これは在外公館等借入金整理準備審査會を設置法中に新たに規定いたしましたわけでありませう、この審査會がどういふ内容を持つておるのか、どういふ運営が行われるのか全然規定がないのであります。設置法で一つの機關を設けて、それに対して組織なり所掌事務について何らの説明がないということ、全然例のない規定の仕方でないかと思ひます。そこで第十四條を改めまして、審査會が別に定めるところの審査會法によるものであることを明らかにしたのがこの修正案であります、こうすることによつて法律の形式を整へまして、一応形式的な問題ではありますけれども、法律相互間の關係を明らかにすることになつていいのではないかと申すわけでありませう。

○委員長(河井彌八君) 討論に入ります。

○委員長(河井彌八君) 討論に入ります。

○委員長(河井彌八君) 討論に入ります。

○委員長(河井彌八君) 討論に入ります。

○委員長(河井彌八君) 討論に入ります。

○委員長(河井彌八君) 討論に入ります。

○委員長(河井彌八君) 討論に入ります。

○委員長(河井彌八君) 討論に入ります。

ました。もうこれで採決してよろしいでしようか。

○委員長(河井彌八君) それでは三好君の修正動議に賛成のお方の挙手を願ひます。

(総員挙手)

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。

○委員長(河井彌八君) この際お諮りいたしますが、理事の補欠を互選しなければならぬのでありまして、本院規則第三十條による次第であります。それは去る二月十三日以前の理事城義臣君と佐々木鹿藏君が内閣委員を御辞任になりましたので、二人理事が欠員になつております。そこで自由党から一名、民主党から一名の理事を互選することにするのでありますが、これを諮りいたします。

○三好始君 只今議題になりました理事の互選の件につきましては、成規の手続を省略して委員長にその指名を委任することの動議を提出いたします。

○委員長(河井彌八君) 三好さんの動議に御異存ありませんか。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと思ひます。それでは指名をいたします。藤井新一君、門屋盛一君にお願いいたします。

○委員長(河井彌八君) 次に新聞出版用紙の割当に關する法律の一部を改正する法律案、これは予備審査であります、政府の説明を聞こうと思ひます。これを議題といたします。

○政府委員(鈴木政勝君) 予めお許しを願つておきたいと思ひますのは、新聞出版用紙割当の所管大臣であります本多國務大臣が只今外の委員会でどうして手放せないといふこと、ございませう、代りまして私から法律案の提案理由を御説明申し上げます。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと思ひます。

門屋 盛一 竹下 豊次
梅津 錦一 三好 始
下條 康麿

只今議題となりました新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

現在行われております新聞出版用紙の割当制度は、昭和二十年十月二十六日附連合軍最高司令官より日本政府宛宛書に基いて国内的措置がとられ、今日まで実施せられておるところでございます。これを法制上から申しますと、臨時物資需給調整法に基く指定生産資材割当規則によつてその基本が定められ、新聞出版用紙の割当に関する法律は、具体的な割当の基準、方法等につき、これを規定している建前となつておるのであります。元來この制度は、この法律の第一條に規定せられておる通り、用紙の供給が不足する國家經濟の現状にかんがみ、臨時に行われるものであり、用紙の需給状況が改善されれば、当然廃止しなければならぬ性質のもので、殊に言論自由の精神からしても、この種の統制は事情の許す限り、速やかに撤廃されることと望ましいことは、申すまでもないことと存じます。最近用紙の生産事情は、国内經濟の回復に伴つて逐次好転し、需給關係は著しく改善されて参りました。又新聞出版活動の面から申しましても、用紙事情の好転に伴つて、自由競争は日を追うて旺盛になり、新聞及び出版物の良否は、結局読者大衆がこれを判断し自由なる選択をなすべき時期に到りつつあるものと考えられます。

従つて、政府といたしましては、かかる状況を判断し、且つ、紙が文化的資材である特殊性をも十分考慮いたしまして、目下のところでは、確定的な

廃止の期日は申し上げられませんが、關係方面の承認を得た上ででき得る限り、速かに、且つ適當なる時期に統制を撤廃し、新聞出版活動を本來の自由な姿に復帰せしめたいと考えております。

政府におきましては、以上申述べました趣旨に基き、今後法律上の措置並びに解釈運用をいたして行きたいと考えておまして、今般割当制度の基本法である臨時物資需給調整法の存続期限が、昭和二十六年三月三十一日までを改正されることに照し合せ、この際新聞出版用紙の割当に関する法律の附則第三項及び第四項を改正し、その存続期限を一応形式的にこれと一致せしめて、その実施法的性格を明確にして置くと共に、今後の事態に応じ、機宜の処置をとつて行くようにいたしたい所存でございます。

以上が本法律案提案の理由であります。何とぞ事情御了承の上、速やかに御審議御賛成あらんことを希望いたします。

○委員長(河井彌八君) この際本案につきまして御質疑がありますれば願います。

○藤井新一君 昭和二十六年三月三十一日を以て終了すべき一條とか何とかがあると申されましたが、それと併せてこれまでの間に臨時にこれを置いて行こう、そうしてその間にできる限り速やかにこれを撤廃して行こう、こういう意味ですか。

○政府委員(鈴木政勝君) お答え申し上げますが、その通りでございます。先程御説明申し上げましたように、紙の統制の基本というものは臨時物資需給調整法に基く命令で定められておる。

この用紙割当に関する法律は、その割当の基準とか方法を定めたものであります。従つて飽くまで臨時物資需給調整法の有効期限と申しますか、それとは一応合せる。併しその中で来年の四月一日までの間に紙の需給状況、その他一日までの間に紙の需給状況、その他の状況の許す限り早く撤廃したい、かようなことでございます。

○藤井新一君 ついては、大體政府におかれてはいつ頃よすという見通しがある筈なんです、ちよつと秘密なら速記を止めてでもよいから、日を御発表できますなら……

○委員長(河井彌八君) 速記を止めて「速記中止」

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。

○梅津錦一君 今の御説明で、電力事情の問題から用紙の問題は、多少生産に對して増減があるという事は分つたのですが、現在非常に用紙は上つておるわけですね、すべてのものがデフレの傾向をたつておるのに用紙のみが上昇しておる、値段が上つておる。非常に奇現象だと思ふ。電力事情も勿論影響すると思ふのですが、資材の關係もあるのじゃないか。これに對して政府の方として何故にこの用紙が上つて來つたか。どん／＼上つて行く、その原因を探索して見たことがござい

ますか。それに対してあらゆる角度から上つた理由の御説明が願えればお聞きしたい。

○政府委員(鈴木政勝君) 只今用紙の価格の問題に関する御質問がございまして、実はこの価格の問題は物価庁におきましてもいろいろ方策も考え、具体的な要請をやつておりまして、私

新聞用紙割当事務を担当いたしております者としては、責任あるお答えがいたしかねるわけでございますが、只今の御質問に對しまして、私共知つておる限りのことを御参考までに申し上げて見ますれば、まあ昨年十一月頃から見まするような種類によつて、公定価格が引上げられたことがございます。先ず新聞用紙の値段が一連六百二十円が八百円になつたとか、印刷用紙が大體千円のもの千二、三百円になつたとか、こういうような物価の改訂がございましたが、これはまあむしろ何と云いますか、当初に決められた値段というものが非常に不合理であつたというふうな事情からそういう物価改訂が行われたというふうな私共聞いております。それから又、まあ一般の物価と言いますか、そういうものから比べましても用紙の値段というものが必ずしも生産を増強するに足る、生産の刺激と言いますか、生産意欲を向上させるという意味から、非常に從來のもの

が低かつたという意味も加味されまして、値段の引上げが行われたという意味に承つております。

○梅津錦一君 今のです、大體これは公定価格が引上げられたので、そうでなくて、現在用紙一般が、例えば自由販売になつておるような用紙が今すつとデフレで下つて來たんですね、外の物資と同じように下つて來たんですね。ところが用紙だけは言い換へれば横這いの形から今度値段がインフレに交つて來た。こういう形はどこに原因して居るのか。これに非常に問題であると思ふのです。ここに用紙統制撤廃の問題もこれに係つておると思ふ。特に中央新聞、東京新聞と地方新聞との

用紙の問題だと思ふ、結局資金の少い地方新聞……、言論の自由から言へばです。これを撤廃した場合にこれは必ず上ると思ふのです、撤廃すればですね。現在の形から見ても用紙は上つて來る、出版用紙ですね。その他に被むる弊害があまりはないか、こういふむずかしいこの用紙の値上りに對しての、出版界に及ぼす影響に對しての政府の見解を知りたい、お伺いしたい。

○政府委員(鈴木政勝君) 紙の値段の点から、出版並びに新聞界がどういふふうな状況になるかという点でございますが、大體先程御説明申し上げましたように、出版の方は紙の量の点からバランスというものがとれておる。従つて統制を撤廃してもさう著しい値上りというものは考えられない。特にこの際御説明申し上げておいた方がよいと思

いふふに考えております。ただ問題は考へようによつては非常に膨大な需要というものを持つておる新聞界が、今後どういふふうな状況になつて行くかという点が、この問題を考える大きなポイントじやないかというふう

に考へるわけでありませう。先程御指摘になつたように、昨年十二月から大新聞が夕刊を出し始めた、その紙は統制外の紙を非常な或る程度無理をしてこれを獲得しておるといふふうな状況、そういうふうな或る種の変態と言へば変態的な状況から、この夕刊が使つておる紙というものは非常に高い値段で賄われておる。従つて現在の今までのような生産、その他の状況から言へば、相当撤廃すれば値段も上るといふふうな状況は当然考へられること

でございませう。ただ今後の生産の見通し等からしまして、或る程度需要量というものを賄える生産が確保できるというふうな状況がありますれば、そう著しい値上りというものが無いじやないか。それからもう一つこれは私共まだ責任を持つて御説明できることではないのでありますが、これは主として生産関係の当局から御説明下さることが一番いいと思ひますが、紙の輸入という問題が今後どういふふうになつて行くかというふうな、いろ／＼な状況を考へますと、大体紙を輸入した場合の値段というものは、今為替レートの関係から一体幾らになるかというふうな点と睨み合せまして、そう著しい値上りというものは考へられないじやないかというふうな見通しを持つておりますし、又著しい紙の値上りによつて我々の生活というものに直接の関係のある新聞の購読料が上ると

かいつふふうな条件下では、統制の撤廃というものはできるだけ避けたいといふふうな考へで現在在るわけでありませう。

○三好始君 新聞出版用紙を臨時物資需給調整法に基く指定生産資材から外すかどうかという問題は、政府部内でも一応問題になつて、結局当分統制を承つて行くことになつたように承つておるのでありますが、新聞出版用紙の生産者、その需要者としての新聞出版業者、或いは新聞なり出版物を利用する一般国民、それ／＼の間で統制撤廃について賛成、反対の意見が今のところ分れておるのじやないかと思ひます。同じように新聞出版業者にいたしまして、大きい新聞出版業者と地方の小さい業者とはやはり意見が違ふのではないかと、いふふうにも考へられるのですが、その辺の現在の状況はどうなつておりますか、一応御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(鈴木政勝君) この点につきましては新聞出版界と申しますか、新聞出版の業界の状況を御説明申し上げますと、大体統制を存続したい、して欲しいという分野は、新聞で申し上げますれば大体小さい新聞、主として二十万以下というふうな新聞、それから地方新聞が統制を存続して欲しいというふうな意見が強いのであります。統制を撤廃しても大丈夫だという新聞は大体非常に大きな新聞、大きいと申しましても、地方にも相当大きい新聞があります。大体地方紙は、統制撤廃に反対といふふうな意見を持つております。それから出版界から申しますと、大体当初は昨年の十月頃までは、統制問題に關する出版界の意見というものは、可なりはつきりと現われておつたように見受けられました。大体大きな雑誌社、出版社というものは統制撤廃という線が可なり強かつた。小さいものは統制撤廃反対、時期尚早といつた意見が強かつたのであります。最近はいろ／＼出版界の不況その他によりまして、むしろ紙よりは金の方が問題だといふふうな空氣になつて来ておるやに見える。つまり金さえあれば紙は買える、多少高くても紙代といふふうなものは、多少大した影響はない。こつた氣運が多少出てるのじやないかと思ひますが、大体において大きな出版社、雑誌社は今以て統制撤廃賛成、小さなものは反対、さうな状況であります。紙を生産する立場のものはこれはいろ／＼立場によつて違ひまして、大体大きな生産業者、旧王子系の生産者とか、そういうものは大体いわゆる正規の、統制されておる紙を生産しておる。従つて非常に統制外のものよりも安い値段で紙を生産しなければならぬといふ立場にありますが、で、できるだけ早く統制が撤廃された方が自分達の立場として望ましい。又一方統制外の紙を生産しておるものは統制が撤廃されるから、つまりそういう統制外の紙に対する需要が、或る程度高い、統制された紙より高い値段で売れるという立場から、統制があつた方がいいという立場のものもある。又読む方の立場から申しますと、これはいろ／＼見方によつて違ひますが、とにかく今までは割当制度というふうな制度によつて、或る程度読者の意思というものがはつきり掴めないために、余り読まな

ないために読者にその新聞が行かないといつたような面がいろ／＼あつたわけ、その点我々当局としても努力をいたして参つたわけでありませう、自由新聞が自由な価格で読める、こつた

のじやないかといふ面が一つ考へられる。併しながら必ずそうなるかどうか、例えば地方新聞といふふうな面を考へますと、これは地方の読者としては相当その新聞を読みたいといふものが仮にありまして、新聞の非常に合理的な競争が仮に起きたとしますれば、そのために読者があつたら新聞が潰されるというふうな状況も考へられるのじやないか。従つてこれは今後の統制撤廃をした場合に、自由競争になつた場合に、どういふふうな事態が起きるかによつて読者として利益がある場合もあるし、被害を受ける場合も考へられるのじやないか、こんなふうに見測しては行かぬわけでありませう。

○委員(河井彌八君) これはこの程度にして置きましょう。

○委員長(河井彌八君) 次に総理府設置法の一部を改正する法律案、これを議題にいたします。官房副長官菅野君に御説明を願ひます。

○政府委員(菅野義丸君) 総理府設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

初めに交通事業調整審議会、地方制度調査会及び地方税審議会の項を削除する理由を申し上げます。

政府は、昨年十一月の閣議におきまして、公務員の責任体制を明確にするのと共に事務の簡素化と経費の節減

を図るため各行政機関に附屬してある審議会、協議会等ができるだけ縮減する方針を決定いたしましたのであります。この方針に基いて総理府の附屬機関のうち、以上三つの機関が廃止されることになつたのであります。

交通事業調整審議会は、昭和十三年八月陸上交通事業調整法により陸上交通事業の調整のため必要な事項を調査審議するため設置されたものであります。戦時中はその機能を發揮したのであります。戦後においては殆んどその活動を停止しておつたのであります。

地方制度調査会は、新憲法の制定に即応いたしました、地方自治制度の根本的改革を図る必要から、その立案のため昭和二十一年十一月設置されたのであります。昭和二十二年二月その使命は大体終了したのであります。

地方税審議会は、地方税法に基いて地方税の審査を行うため昭和二十三年七月設置されたのであります。シャウプ勧告に従つて地方税制が根本的に改められるのに伴つて新たな構想によつて、新たな機関がその機能を受け継ぐことになつたのであります。

以上のような事情にありますが、これらの機関が廃止されても行政上支障を生ずることはないと思ひます。

次に中央青少年問題協議会の規定を新たに設ける理由を御説明いたします。

この協議会は、第五回国会における衆議院の「青少年犯罪防止に關する決議」並びに参議院の「青少年の不良化防止に關する決議」に基いて、青少年の指導、保護及び矯正に關する総合的

な方針を決定いたしましたのであります。この方針に基いて総理府の附屬機関のうち、以上三つの機関が廃止されることになつたのであります。

交通事業調整審議会は、昭和十三年八月陸上交通事業調整法により陸上交通事業の調整のため必要な事項を調査審議するため設置されたものであります。戦時中はその機能を發揮したのであります。戦後においては殆んどその活動を停止しておつたのであります。

施策を樹立し、その適正な実施を図るため、昨年六月閣議決定をもつて内閣に設置したものであります。この協議会は只今関係機関の官吏十一名、民間有識者五名の委員を以て構成されており、従ひまして協議会は、先ず各省各庁の青少年問題に関する加法的な対策を樹立して政府に答申しました。政府はその実現に努力しておりますが、対策の実施に当つても重要問題は協議会に諮つて、相互の連絡調整を図り、その実施の適切を期しおる次第であります。

この協議会の答申に基づいて実施しました注目すべきことは、地方青少年問題協議会の設置と青少年保護育成運動の実施であります。青少年問題の解決に先づ関係機関の十分な協力が必要であると共に、一般国民の注意を喚起して、その協力を求めることが必要であります。このため全国の都道府県、市町村に民間有識者を加えた官民一体の地方青少年問題協議会を設置するよう勧めましたところ、時宜に適切な措置として受入れられました。すでに全国各地に多数設置されておる実情でございます。

先に昨年十一月中央及び地方の青少年問題協議会が主となりまして全国的な青少年保護育成運動を展開して、多大の効果を収めたのであります。以上が中央青少年問題協議会の組織及活動状況の概要であります。青少年不良化犯罪化の傾向は尙極めて憂うべき状態にありますので、中央青少年問題協議会の機能を発揮させるため、明確な法律上の基礎を與えることを必要と認め、ここにこの法律案を提案し

た次第であります。何とぞ慎重御審議の上速かに可決あらんことを希望いたします次第であります。○三好始君 本日はこの程度で、一つ質疑は次回委員会にしたら如何でしょうか。○委員長(河井彌八君) 御異議ありませんか。○委員長(河井彌八君) 御異議ないものと認めます。それでは本日は内閣委員会を以て散会いたします。午後三時二十四分散会

出席者は左の通り。委員長 河井 彌八君 委員 梅津 錦一君 門屋 盛一君 藤井 新一君 小杉 繁安君 下條 康麿君 竹下 豊次君 三好 始君 國務大臣 厚生大臣 林 讓治君 政府委員 内閣官房副長官 菅野 義丸君

總理府事務官 鈴木 政勝君 (新聞出版局長) 中川 融君 總理府事務官 管理部長 島津 久大君 外務事務官 (政務局長) 森本 潔君 説明員 厚生事務官 (大臣官房 総務課長) 森本 潔君

等の一部を改正する法律案 一、法務府設置法の一部を改正する法律案 (予備審査のための付託は二月二十七日) 審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案 審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案 第一條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。 第二十九條第一項の表を次のように改める。

種 類	目 的
厚生統計協議会	厚生大臣の諮問に依りて、厚生統計に関する重要事項を調査審議すること。
国立公園審議会	厚生大臣の諮問に依りて、国立公園に関する重要事項を調査審議すること。
中央優生保護審査会	主として優生手術に関する適否の再審査を行い、その他優生保護上必要な事項を処理すること。
栄養士試験審査会	厚生大臣の諮問に依りて、栄養士試験に関する事務をつかさどること。
中央食品衛生調査会	厚生大臣の諮問に依りて、食品衛生及び食品衛生に関する行政に關し、調査審議すること。
医道審議会	厚生大臣の諮問に依りて、医師、歯科医師の免許の取消、再免許若しくは業務の停止の処分又は医道の向上に關する重要事項を調査審議すること。
医師試験審議会	厚生大臣の諮問に依りて、医師国家試験に関する重要事項を調査審議し、並びに歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどること。
歯科医師試験審議会	厚生大臣の諮問に依りて、歯科医師国家試験に関する重要事項を調査審議し、並びに歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどること。
医師、歯科医師実地修練審議会	厚生大臣の諮問に依りて、昭和二十三年法律第二十二号(第十一條)の規定による実地修練に関する重要事項を調査審議すること。
保健婦助産婦看護婦審議会	厚生大臣の諮問に依りて、保健婦国家試験、助産婦国家試験、甲種看護婦国家試験及び乙種看護婦試験に関する重要事項を調査審議し、並びに保健婦国家試験、助産婦国家試験及び甲種看護婦国家試験の実施に關する事務をつかさどる外、文部大臣又は厚生大臣の諮問に依りて、保健

種 類	目 的
医療審議会	あん摩、はり、きゅう、柔道整復業、中央審議会
死体解剖資格審査会	厚生大臣の諮問に依りて、死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二十四号)第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關する事項を調査審議すること。
日本医療団清算監理協議会	厚生大臣の諮問に依りて、日本医療団の清算に關する重要事項を調査審議すること。
薬事審議会	公定書の改訂又は追補に關し、その原案を厚生大臣に提出し、薬劑師国家試験を執行し、新医薬品その他薬事に關し、厚生大臣に建議し、及び免許若しくは登録の取消又は業務の停止に對する再審査を行うこと。
中央社会事業審議会	社会事業法(昭和十三年法律第五十九号)第七條及び第十三條の規定に依りその権限に屬する事項を調査審議する外、厚生大臣の諮問に依りて、社会事業に關する重要事項を調査審議すること。
中央身体障害者福祉審議会	厚生大臣の諮問に依りて、身体障害者の福祉に關する事項を調査審議すること。
中央児童福祉審議会	厚生大臣の諮問に依りて、児童及び妊産婦の福祉に關する事項を調査審議すること。
社会保険審議会	厚生大臣の諮問に依りて、船員保険事業及び厚生年金保険事業の運営に關する事項を調査審議すること。

中央社会保険医
療協議会

健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師並びに国民健康保険の療養の給付を担当する者に対する適切な保険診療の指導監督に関する事項を審議するとともに、健康保険及び船員保険の適正な診療報酬並びに国民健康保険の適正な診療報酬の標準額を審議すること。国民健康保険の適正な診療報酬の標準額を審議すること。国民健康保険の適正な診療報酬の標準額を審議すること。国民健康保険の適正な診療報酬の標準額を審議すること。

社会保険審議会

健康保険、船員保険及び厚生年金保険における保険給付に関する決定及び保険料その他の徴収金等についての処分に関する不服を審査すること。

第二條 国立公園法（昭和六年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十二條第四項中「前三項ニ定ムルモノヲ除クノ外」を削り、同條第二項及び第三項を削る。

第三條 温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第七條に次の一項を加える。
2 厚生大臣は、前項の承認を與えようとするときは、あらかじめ關係都府県の利害關係者の意見を聞かなければならない。

第十四條中、「施設」を「温泉利用施設」に改める。

第十九條を次のように改める。
第十九條 都道府県知事の諮問に應じ、温泉及びこれに関する行政に關し調査審議させるため、都道府県に温泉審議会を置く。

2 温泉審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、都道府県の條例で定める。

第二十二條第一項を削り、同條第二項中「都道府県温泉審議会」を「温泉審議会」に改め、同項を第一項とする。
第四條 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。
第四條を次のように改める。

第四條 削除

第五條 医師法の一部を次のように改正する。
「第五章 審議会及び委員」を「第五章 審議会」に改める。

第二十六條から第二十九條までを次のように改める。

第二十六條 厚生大臣の諮問に應じて、医師国家試験に関する重要事項を調査審議させ、並びに医師国家試験及び医師国家試験予備試験に関する事務を掌らるるために、厚生大臣の監督に属する医師試験審議会を置く。

第二十七條 厚生大臣の諮問に應じて、第十一條又は歯科医師法第十一條の規定による実地修練に関する重要事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に属する医師、歯科医師実地修練審議会を置く。

第二十八條及び第二十九條 削除
第三十條中「医師国家試験委員、医師国家試験予備試験委員」を「医師試験審議会の委員」に改める。

第六條 歯科医師法の一部を次のように改正する。
「第五章 審議会及び委員」を「第五章 審議会」に改める。

第二十四條から第二十七條までを次のように改める。
第二十四條 厚生大臣の諮問に應じて、歯科医師国家試験に関する重要事項を調査審議させ、並びに歯科医師国家試験予備試験に関する事務を掌らるるために、厚生大臣の監督に属する歯科医師試験審議会（以下審議会という。）を置く。

第二十五條から第二十七條まで削除

第二十八條中「歯科医師国家試験委員、歯科医師国家試験予備試験委員」を「審議会の委員」に改める。

第七條 保健婦助産婦看護婦法の一部を次のように改正する。

第二十三條及び第二十四條を次のように改正する。
第二十三條 厚生大臣の諮問に應じて、保健婦国家試験、助産婦国家試験、甲種看護婦国家試験及び乙種看護婦試験に関する重要事項を調査審議させ、並びに保健婦国家試験、助産婦国家試験及び甲種看護婦国家試験の実施に関する事務を掌らるるために、厚生大臣の監督に属する保健婦助産婦看護婦審議会（以下審議会という。）を置く。

2 審議会は前項に規定する事項の外、文部大臣又は厚生大臣の諮問に應じて、第十九條から前條までの各第一号又は第二号の規定による学校又は養成所の指定に関する重要事項を調査審議するものとする。

3 文部大臣又は厚生大臣は、審議会に、前項の学校又は養成所に関する必要な事項を調査させることができる。

第二十四條 削除

第二十五條中「乙種看護婦試験委員」の下に「（以下試験委員という。）」を加え、同條に次の一項を加える。

2 試験委員の組織、委員の任期その他試験委員に關し必要な事項は、都道府県の條例で定める。

第二十六條第一項及び第二十七條中「試験委員」を「審議会の委員」に、「乙種看護婦試験委員」を「試験委員」に改める。

第八條 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。
第三十二條を次のように改める。
第三十二條 厚生大臣の諮問に應じて、医療機関の整備及び診療報酬に関する重要事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に属する医療審議会を置く。

2 都道府県知事の諮問に應じて、医療機関の整備に関する重要事項を調査審議させるため、各都道府県に、都道府県知事の監督に属する医療機関整備審議会を置く。

3 構成、委員の任期、議決方法、その他医療機関整備審議会に關し必要な事項は、都道府県の條例で定める。

第三十四條第一項中「医療機関整備審議会」を「医療審議会」に改める。
第三十八條を次のように改める。
第三十八條 厚生大臣は、前條の規定による定をなすに當つては、あらかじめ医療審議会の意見を聞かなければならない。

附則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

三月十七日日本委員会に左の事件を付託された。
一、運輸省設置法中一部改正に關する請願（第一二四六号）
一、恩給法臨時特別改正に關する請願（第一二九九号）

第一二四六号 昭和二十五年三月一日受理
運輸省設置法中一部改正に關する請願
請願者 東京都港区芝高輪南町三〇全日本交通運輸労働組合協議会内 加藤 閑男外七名

紹介議員 小泉秀吉君
運輸省設置法第六條による事項を審議する運営審議委員は、広い経験と高い識見を有する者のうちから選ばれることはもとより論であるが、利用者、消費者として、わが国人口の七割を占める労働者階級を代表する労働者団体のうちからも選ばなければならない国民生活と密接に結びついたものとは認められないので、本年中には任期を終了する委員の改選期から、労働者代表を一名必ず選出するよう運輸省設置法第九條を改正されたいとの請願。

第一二九九号 昭和二十五年三月四日受理
恩給法臨時特別改正に關する請願
請願者 茨城県水戸市南袴塚 二、八九八 床宿俊外 五千二百十六名
紹介議員 柴田政次君 徳川宗敬君 結城安次君

さきに恩給法臨時特例が改正され、恩給の増額が実施されたが、経済情勢の悪化に伴い、受給者の生活は益々困窮を加えているから、(一)国家公務員法に伴う新恩給の制定に際しては、現在の受給者に不安を抱かせることなく、生活が維持できるよう措置すること、(二)賃金ベース改正ごとに受給者の仮定俸給を改正すること、(三)改正恩給法臨時特例中の恩給額の不均衡を是正すること等の処置を採らねばとの請願。